５　職員の服務の状況

　法第30条の規定により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならないとされています。
　ただし、職務に専念する義務は、次の場合に限り免除されます。

ア　研修を受ける場合

イ　厚生に関する計画の実施に参加する場合

ウ　その他、任命権者が認めた場合